

## プレミアム付商品券「みやま」を使用できる加盟店を募集します

☎ 市商工会 (Tel63-8000、Fax63-8344)

市商工会ではコロナ禍で落ち込む地域経済の回復を支援するため、市内限定プレミアム付商品券(紙)および「新しい生活様式」に対応するキャッシュレスによる電子商品券を発行します。発行にあたり、商品券を使用できる店舗を募集します。

※商工会の会員でない事業所は、登録料1万2千円が必要です。

【紙商品券】(追加募集)

- 募集期間 令和3年1月4日(月)～1月15日(金)
- ※令和2年度に登録している店舗は、申し込みの必要はありません。
- ※参加資格や申し込み方法など、詳しくは、市商工会へ問い合わせください。

【電子商品券】(新規募集)

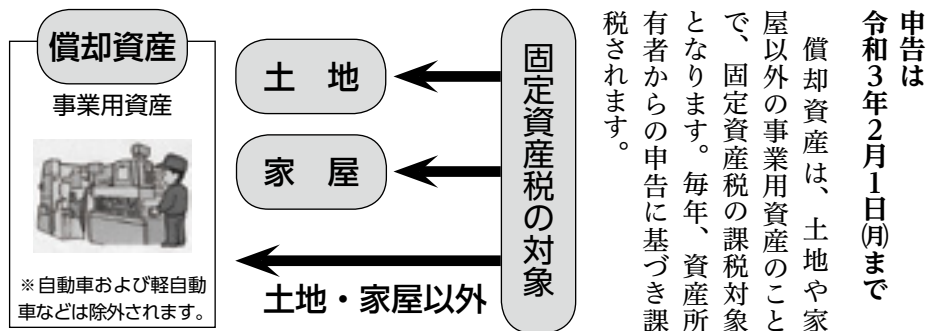
- 募集期間 令和3年1月4日(月)～2月4日(木)
- 参加資格 みやま市内の事業所(大型店舗を除く)
- ※詳しくは「プレミアム付電子商品券加盟店募集要項」を確認ください。
- 申し込み方法 募集要項を確認のうえ、専用の申込書に必要事項を記入し、ファクス、郵送または市商工会へ持参ください。
- ※要項と申込書は、市商工会、市商工観光課に用意しています。
- ※市商工会の会員には、要項と申込書を郵送します。
- 換金方法  
届出口座への振り込み(手数料が必要となる場合があります)  
※詳しくは、要項をご覧ください。
- 電子商品券説明会(店舗向け)  
▽日時 令和3年1月25日(月)①午後3時～②午後4時30分  
(2回とも内容は同じです)
- ▽場所 まいピア高田(申し込み不要。直接会場へお越しください)

### プレミアム付商品券発行事業(追加発行)

- 商品券名称 プレミアム付商品券「みやま」
- 発行者 みやま市商工会
- 販売総額 1億(内訳:紙5千万円、電子5千万円)
- プレミアム率 紙、電子ともに25%
- 販売期間 令和3年3月8日(月)～
- 使用期間 令和3年3月8日(月)から6月30日(水)まで

## 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

☎ 税務課 資産税係 (Tel64-1536)



申告は令和3年2月1日(月)まで

償却資産は、土地や家屋以外の事業用資産のことで、固定資産税の課税対象となります。毎年、資産所有者からの申告に基づき課税されます。

Q: 償却資産の対象になるものは何ですか?  
A: 1月1日現在で、会社や個人が事業のために市内に所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

Q: 誰が申告するのですか?  
A: 償却資産を所有する全ての事業者(法人・個人)より申告していただきます。

なお、本市では、償却資産所有の状況を把握するため、該当する資産が無い事業者(法人・個人)についても申告をお願いしています。

Q: 申告はどのようにすればよいですか?  
A: 償却資産申告書および種類別明細書に必要事項を記入し、押印のうえ税務課資産税係、各支所市民サービス係まで提出してください。なお、償却資産課税台帳に登録済の事業者には、毎年12月中旬に申告書を送付します。事業者の方で申告書が届かない場合は税務課までご連絡をお願いします。

※償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。未申告には過料が、虚偽申告には懲役または罰金が科せられることがあります。期限内に、適正な申告をお願いします。

■申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

■提出先 税務課 資産税係、各支所市民サービス係

## 中小事業者の固定資産税(令和3年度分)を軽減します

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者が対象です

☎ 税務課 資産税係 (Tel64-1536)

市中では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者(法人・個人)の負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産の固定資産税を軽減します。

■対象事業者など  
令和2年2月～10月までの連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比べて減少した中小事業者(法人・個人)

▽30%以上50%未満減少⇨半額を軽減  
▽50%以上減少⇨全額を軽減

■対象となる固定資産  
中小事業者(法人・個人)が所有し、事業の用に供する家屋および償却資産  
※土地や住宅用の家屋は対象になりません。事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象です。

■申請方法  
①申告書に必要事項を記入し、認定経営革新等支援機関等より確認を受ける。  
②申告書などの必要書類を税務課資産税係へ提出。  
③令和3年度分の事業用家屋および償却資産に係る固定資産税が軽減されます。

■提出書類  
①申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)  
②認定経営革新等支援機関等に提出した書類と同じもの(写し可)  
▼収入が減少したことを証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)  
▼特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(青色申告決算書の写しや家屋の見取り図など)  
▼猶予の金額や期間などを確認できる書類(収入の減少に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合)

■申請期限 令和3年2月1日(月)

■提出先 みやま市役所 税務課 資産税係  
※申告書は税務課資産税係に備え付けています。市ホームページからもダウンロードできます。

※「認定経営革新等支援機関等」とは、認定を受けた税理士、公認会計士、中小企業診断士や商工会議所などの機関です。

## インフルエンザ予防接種助成期間(64歳以下)は1月31日までです

☎ 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515)

64歳以下の人を対象とした、季節性インフルエンザワクチン接種の助成期間は1月31日までです。

■助成期間 令和3年1月31日まで

■対象者 生後6カ月から64歳までの人

■助成金額  
1回あたり1500円(残りの費用は自己負担)  
▼6ヶ月以上12歳以下の人⇨1500円の2回分まで助成  
▼13歳以上64歳以下の人⇨1500円の1回分を助成

■接種時に持参するもの  
▽助成券(10月下旬に郵送しています)  
▽本人確認ができるもの  
▽母子健康手帳(乳幼児・児童・生徒)  
▽接種費用(医療機関にお尋ねください)  
■注意事項  
※密になることを避けるため、必ず医療機関に事前予約をお願いします。

※助成券が利用できるのは、柳川山門医師会および大牟田医師会の医療機関です。それ以外の医療機関で接種した人や、すでに全額自己負担で接種した人には、償還払いを行います。助成券、領収書、振込通帳、印鑑を持参のうえ、本庁健康づくり課健康係で令和3年3月31日までに手続きをお願いします。

### 【65歳以上の人のインフルエンザ予防接種について】

令和2年10月1日以降に季節性インフルエンザの予防接種を受けていない65歳以上の人にも、1500円を限度に助成を行います。希望する人は、1月31日までに予防接種を受けください(接種時点では全額自己負担)。接種後に、領収書、振込通帳、印鑑を持参のうえ、本庁健康づくり課健康係で令和3年3月31日までに償還払いの手続きをお願いします。